

## ウェブサイト公募型オープンカウンタについて

本件は、見積合わせにより契約者の決定を行います。見積合わせの結果につきましては、落札者及び落札金額を皆様にお知らせいたします。

ご提出頂いた見積のうち、最も安価な金額を提示して頂いた方にのみ契約決定のご連絡をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

本件の見積合わせにご参加頂けます場合は、以下の日時までに見積書をご提出頂きますようお願いいたします。

見積書のご提出につきましては、原則、登録のメールアドレスから、下記見積提出先アドレスへのEメールで受け付けます。ファイル形式は pdf を推奨します。登録のメールアドレス以外から提出いただいた場合には、確認の連絡を差し上げる場合があります。

**【見積書提出期限】** 令和7年3月14日（金） 15時

※令和6年4月より見積書は電子の提出で完了できるようになりました。

※見積書の押印省略も可能になりました。

※従来どおり押印した紙の見積書も有効です。

※請書・契約書には引き続き押印が必要です。（電子契約対象外です。）

※見積書に係るご参考：

宛先は「名古屋市交通局長」、件名を記載、ご登録の代表の方の役職氏名を記載  
日付は提出日を記載

契約担当課 交通局営業本部企画財務部会計課 名古屋市役所西庁舎2階  
(TEL)  
052-972-3845  
(見積提出先アドレス)  
kaikeika.mitsumori@tbcn.city.nagoya.lg.jp

## フィニッシャー付カラー複合機の賃借 仕様書

名古屋市交通局 人材育成課（研修所）

### 1 件 名

フィニッシャー付カラー複合機の賃借

### 2 目 的

本仕様書は、名古屋市交通局（以下「発注者」という。）が使用するフィニッシャー付カラー複合機の賃貸借契約に適用する。

### 3 複合機の賃貸借に関する一般事項

#### (1) 操作説明等

賃貸借を契約するもの（以下「受注者」という。）は、発注者の指定する担当職員に対し、賃借する機器について必要な操作説明等は無償で行わなければならない。内容、時期等は、別途打ち合わせによる。

#### (2) 作業施設の使用等

受注者は、システムの設置、調整作業及び仕様書に基づくその他の作業のために、発注者の承諾を得て、発注者の施設に立ち入り又は発注者の設備並びに機械器具を、無償で使用することができる。

受注者は、発注者が提供する施設等を、善良なる管理者の注意義務をもって、発注者の指示に従って使用しなければならない。

受注者は、この作業施設の使用等に際して得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

#### (3) 損害賠償

発注者は、受注者が故意又は過失により発注者に損害を与えた場合には、その賠償を請求することができる。

#### (4) 納入場所等の指示

納入物の納入時期、場所及びその他の納入作業は、発注者の指示により行わなければならない。

#### (5) 賃貸借期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### (6) 検査確認

契約期間の始期までに交通局の指定した場所に物件を設置し、交通局が使用できる状態に調整したのち、交通局の指定する検査員の検査を受け、引き渡すこと。

#### (7) 賃貸借料

受注者は、本仕様書に基づく契約により発注者が賃貸借する機器等に関し、別紙内訳表に基づき賃貸借料の明細を速やかに提出しなければならない。

#### (8) 支払方法

ア 賃貸借料は、月末の使用枚数により精算するものとする。

イ 交通局は、毎月末終了日以後、適法な請求書を受領してから30日以内に支払いをする。

ウ 派遣された社員が複合機の保守にあたって点検、調整のために要した使用枚数と供給者の責めに帰すべき理由による不良のための使用枚数についての料金は請求しないものとする。

#### (9) 履行遅滞その他債務不履行の場合において遅延利息、違約金その他損害金が発生する場合がある。（名古屋市交通局契約規程（交通局ウェブサイト「入札・契約情報」に公表）第39条、第51条、第52条の2他の規程による）

#### (10) その他

この仕様書に定めのない事項については、当局の指示によるものとする。

#### 4 機 器

##### (1) 台 数

カラー複合機 1台 富士フイルム Apeos C6580  
 (フィニッシャーD2 (中とじ機能付き)、紙折りユニット、パンチユニット (2穴/4穴) 付属) と同等品以上とする。

##### (2) 性 能

コピー・プリント速度 (A4ヨコ)	モノクロ毎分65枚以上 カラー 毎分65枚以上
ファーストコピー・プリントタイム (A4ヨコ)	モノクロ4.5秒以内 カラー 5.5秒以内
給紙トレイ	4段以上 (1段あたり500枚以上の容量があること) +手差しトレイ (100枚以上)
原稿自動送り	A3までの原稿 (250枚以上) の両面自動送り、1パス両面読み取り (モノクロ135ページ/分、カラー135ページ/分以上) が可能であること
複写倍率	等倍誤差 1%以内であること 固定倍率 A4及びB4からA3へ、B5、B4及びA3からA4への倍率変更が設定されていること 任意倍率 25%から400%以上の幅で拡大、縮小可能なこと (1%きざみ)
帳合機能	電子ソート (回転又は横ずらし) が可能なこと
ネットワーク	100BASE-TX/10BASE-T
スキャナ機能	カラー・モノクロともに400dpi以上とする
FAX機能	1回線以上のFAX回線 (G3・PBX) を接続でき、ペーパーレスFAXが可能なこと
電源	100V、15A以下で同一系統の電源から需給するもの
その他	1. スキャンデータ・FAXデータをDocuWorks形式で指定した指定した共有フォルダに自動転送可能なこと 2. 両面印刷、Nアップ印刷、セキュリティプリントが可能なこと 3. 交通局の財務会計システム及び庶務事務システムの出力帳票が正常に印刷可能なこと

##### (3) 予定数量 (予定枚数)

モノクロ 年間 360,000枚、カラー 年間 1,500枚

##### (4) 設定

(5)の指定する場所に設置し、スキャン・FAXデータを当局の共有フォルダに指定したフォーマットでファイル転送できるように必要な設定等を行うこと、また事務所のパソコンにドライバの追加・削除等必要な設定を行うこと。これらに要する費用は受注者の負担とする。

また、スキャンしたデータを集計するシステム (以下「システム」という) を運用中であり、今回契約する複合機との連携が必要であるため、システム連携のために必要な出力ファイル形式、画質調整やファイル転送先などの各種設定及び調整を契約内で作業すること。その際、発注者の指示に従いシステム業者と十分に調整し、システムに支障が生じないようにすること。システム導入後のトラブルについても発注者の指示に従い速やかに対応すること。

(5) 履行場所

交通局人材育成課（研修所） 名古屋市名東区朝日が丘134-1 藤が丘工場内合同事務所4階

(6) 機種の変更

受注者は、発注者との十分な協議のうえ、発注者が必要と認める場合に限り、賃借物件の機種を変更することができる。また、この場合においても、機器の撤去、設置および設定に要する費用は受注者の負担とする。

(7) 保守

ア 複合機は常時、正常な状態で使用できるように、異常が発生した場合、自動的に受注者に異常発生のお知らせを行う仕組みを構築すること。

イ 複合機が故障した場合、当局の請求により直に社員を派遣し、速やかに正常な状態に回復させること。

(8) 消耗品

用紙以外の消耗品は、供給者の指定する者の巡回及び当局の請求により供給すること。

(9) ソフトウェア

リモートでの設定変更及び使用枚数の集計管理に必要なソフトウェアを一式用意し、当局の指定する機器にインストールを行うこと。

(10) 装置の引取り

ア 賃借期間終了後、受注者は、機器をすべて撤去するものとする。

イ 賃借期間終了後、受注者は、機器に保存されているデータを完全に消去するものとする。データ消去に関する手法、期限等必要な事項については、別途協議する。

(11) 所有権の表示

受注者は、複合機に受注者の所有物である旨の表示をすることができる。

(12) その他

ア 国際エネルギースタープログラムまたはグリーン購入法に適合していること。

イ 使用後に部品の再利用や材料リサイクルがしやすいように設計されていること。

5 妨害又は不当要求に対する届出義務

(1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

(2) 受注者が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、(1)の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

6 特記事項

この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による事務を処理するに当たり、次の別紙1「情報取扱注意項目」及び別紙2「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。この場合において、再委託に関するすべての責任は、受注者が負わなければならない。

## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### (適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。）の取扱いを伴

う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

**（複写及び複製の禁止）**

**第 7** 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

**（情報の返却及び処分）**

**第 8** 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

**（情報の授受及び搬送）**

**第 9** 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起らないようにしなければならない。

**（報告等）**

**第10** 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

**（従事者の教育）**

**第11** 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

**(契約解除及び損害賠償等)**

**第12** 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる名古屋市（以下「市」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- |   |                     |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車                                     | (2) 天然ガス自動車         |
| (3) メタノール自動車                                  | (4) ハイブリッド自動車       |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車                              | (6) 燃料電池自動車         |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 |                     |
| (8) クリーンディーゼル自動車                              | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車                                   | (11) 低燃費車           |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車                             | (13) LPガス貨物自動車      |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車              |                     |
| (15) その他、環境局長が認めるもの                           |                     |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

(調査への協力)

第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、市が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。

## 設 計 書

内 容	単価	予定数量 (以内) (1か月あたり)	金額 (円)
1～3,000枚		3,000 枚	
3,001～18,000枚		15,000 枚	
18,001枚～		12,000 枚	
カラー 1枚～		125 枚	
小 計			
月 額			
年額計 (12か月)			
消 費 税 等			
合 計			

※モノクロ：年間予定数量が360,000枚であるため、1か月あたりの予定数量を30,000枚として計算

※カラー：年間予定数量が1,500枚であるため、1か月あたりの予定数量を125枚として計算